

最高裁秘書第311号

平成30年1月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

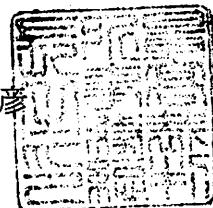
諮問番号 平成29年度（最情）諮問第78号

（担当） 秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 （直通）

平成 30 年 1 月 24 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎 幸彦



### 理由説明書

下記 1 の諮問について、下記 2 のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

平成 30 年 1 月 24 日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、ツイッターの内容はヤフーのリアルタイム検索等の対象となる点で、慣行として公にされている情報であるといえるから、行政機関情報公開法（以下「法」という。）第 5 条第 1 号に該当しないと主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

司法研修所が作成又は取得した、70期司法修習生の twitter の内容

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成 29 年 5 月 29 日付で不開示とする判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

司法研修所では、匿名の者から送付された実在の 70 期司法修習生に関する投書文書を取得しており、同文書には、投書本文が記載された部分と、同修習

生によるツイート内容を貼り合わせた部分が含まれている（以下送付された文書を「本件開示対象文書」という。）。

まず、本件開示対象文書の匿名の投書本文が記載された部分には、実在の司法修習生の姓が記載されており、この情報は法第5条第1号前段の個人識別情報に相当する。また、投書者との関係においては、匿名であるから特定の個人を識別することはできないが、通常、投書の内容等は他人に知られたくない機微な情報であると考えられ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であるといえるから、法第5条第1号後段の不開示情報に相当する。

次に、本件開示対象文書中の70期司法修習生のツイート内容を貼り合わせた部分には、特定の70期司法修習生が自身の言動等個人的な情報を投稿した記述（ツイート内容）が含まれており、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものに当たる。また、それ以外の部分（リツイート内容及び画像等）は個人識別部分ではないものの、ツイート内容と密接に関連しており、ツイッターの性質上、これらを公にすれば、当該70期司法修習生が特定され、それにより同人の権利利益が害されるおそれがあるから、これらは全体として法第5条第1号前段の個人識別情報に相当する。

また、本件開示対象文書中の70期司法修習生のツイート内容を貼り合わせた部分は、その体裁から投書者が同修習生のツイッターの一部を選択して作成したものであるといえるから、当該投書者が投書に至った動機や思考を反映するものであり、投書者との関係においては、投書本文部分同様、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であるといえるから、法第5条第1号後段の不開示情報に相当する。

苦情申出人は、1の(2)のとおり、ツイッターの内容は慣行として公にされている情報であると主張するが、本件開示対象文書中の70期司法修習生のツイ

ート内容を貼り合わせた部分は、公にすることにより投書者の権利利益を侵害するおそれがある情報が記載されているといえる。したがって、仮にツイッターワーそのものは公開されていたとしても、投書者による選択を経て投書の一部となつた「ツイート内容を貼り合わせた部分」に記載された情報は慣行として公にされている情報（法第5条第1号ただし書イ）には当たらない。

よって、本件開示対象文書は、法第5条第1号により、すべて不開示情報に相当するとして、不開示とした原判断は相当である。